

4/20（水）、衆議院で道路交通法改正案が可決され、今まで「原動機付き自転車」として扱われてきた電動キックボードは、新区分の「特定小型原動機付き自転車」に入ることになります※。電動で最高速度 20km/h 以下、必要な保安部品装着などがその条件となっています。16 歳以上であれば免許不要で、走行場所は車道、自転車レーン及び路側帯です。ただし、速度 6km/h までは歩道も走行可能です。

※最高速度 20km/h を超える場合などは、従来の「原動機付き自転車」の扱いです。

この改正道交法の施行までには 2 年ほど要するとのことから、高校生はまだ当区分の電動キックボードを利用できませんが、通学用などのモビリティとして関心が高まり、施行後に利用する生徒は増加することでしょう。

モビリティの選択肢の多様化は喜ばしいことですが、利用者のルール・マナー違反が懸念されます。特に歩道を通行する歩行者にとっては、今以上に危険に晒される可能性が高まります。いまだに我が物顔で歩道を走行する自転車が多く見られますが、電動キックボードもそれに加わることが容易に予想できます。速度 6km/h で歩道を走行する際は、通常時モードから歩道通行車モードに切り替えることが求められます。周囲からは、車体前後に装着されるライトの色や点滅の仕方でのどのモードにあるか識別可能となるようですが、どこまで抑止力になるのか疑問が残ります。

電動キックボードの適正利用に関しては、事業者、家庭、地域及び学校での啓蒙は当然のことながら、自転車利用者の法律違反を撲滅しきれない中、警察による指導・取り締まりが極めて重要になるでしょう。

尚、当財団では電動キックボードに関する調査報告動画を以下 URL にて公開しています。どうぞご覧ください。

08 「電動キックボード」は日本で普及するか【前編】欧米で広がりを見せる電動キックボード

09 「電動キックボード」は日本で普及するか【後編】日本での普及可能性と課題

<http://www.jaef.or.jp/6-kurumajuku/johokan/latest-news/index.htm>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

---

▼"ツイッター"を始めました。

<https://twitter.com/jidousyakyoku>

▼本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、以下よりお願いします。

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/xf.php?id=149239601>